

令和7年4月1日～令和8年3月31日：料金表（税抜き）
 令和7年5月検針分（6月請求）～令和8年4月検針分（5月請求）

種別	用途別	基本料金（1月につき）		超過料金（1立法メートルにつき）		
		水 量	料 金			
専用給水装置	家庭用	8立方メートルまで	1,074円 ↓ 949円（減免後）	9～20立法メートル	209円	
				21～100立法メートル	232円	
				101～300立法メートル	266円	
				301立法メートル以上	292円	
		連合専用給水装置を使用するものは、料金算定の基礎となる 使用水量は各世帯均等に使用したものとみなす。				
	営業用	10立方メートルまで	1,720円 ↓ 1,595円（減免後）	11～30立法メートル	232円	
				31～100立法メートル	266円	
				101～300立法メートル	292円	
				301立法メートル以上	314円	
		連合専用給水装置を使用するものは、料金算定の基礎となる 使用水量は各世帯均等に使用したものとみなす。				
	官公署用	10立方メートルまで	1,945円 ↓ 1,820円（減免後）	11～100立法メートル	266円	
				101～300立法メートル	292円	
				301～500立法メートル	314円	
				501立法メートル以上	347円	
	基地用	10立方メートルまで	2,002円 ↓ 1,877円（減免後）	11～100立法メートル	272円	
				101～300立法メートル	301円	
				301～500立法メートル	324円	
				501立法メートル以上	358円	
	臨時給水栓	臨時用	1立法メートルにつき 559円			
	船舶用給水栓	船舶用	1立法メートルにつき 387円			
私設消火栓	演習用	1個1回3分ごとに 332円				
共用給水装置	家庭用	1世帯当たりの料金は家庭用を適用し、料金算定の基礎となる 使用水量は、各世帯均等に使用したものとみなす。				